

旧
制度

農業者老齡年金・経営移讓年金
農業者年金を
受給するには



2020年4月

独立行政法人 農業者年金基金

この冊子では、これから旧制度の年金を受給される方を対象として、年金受給や手続き、受給後も留意していただきたいことを説明しています。

農業者年金は、これまで大きな制度改正が2回ありました。このうち、平成13年12月までに加入されていた方を対象とした制度は旧制度と呼ばれており、平成14年1月以降に加入された方を対象とした新制度と区別されています。

旧制度には経営移譲年金と農業者老齢年金があり、昭和32年1月1日までに生まれた方は経営移譲年金の受給を希望できます。

経営移譲年金には、平成3年3月までの支給体系である旧制度の「旧法」、平成3年4月以降の支給体系である旧制度の「新法」の2種類の支給体系があります。

これから経営移譲年金を受給することを希望される方は、すべて、旧制度の新法(受給開始からお亡くなりになるまで一定額が続くため、カマボコ型と略称することがあります)の年金を受給されることとなります。

また、昭和32年1月2日以降に生まれた方や、それ以前に生まれていても経営移譲を行わない方は農業者老齢年金を受給されることとなります。

農業者年金(旧制度)の給付体系

経営移譲年金

【平成3年4月以降に経営移譲した方はカマボコ型】
一度裁定されると終身年金額は変わりません。

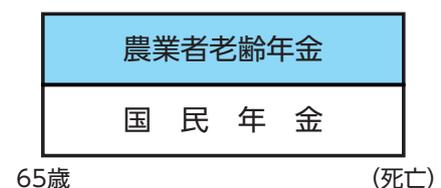


※経営移譲年金には、基本額に一定要件を満たす場合は額が加算されます。

※平成3年4月から平成8年3月の間に経営移譲した方は、ピストル型かカマボコ型を選択できます。
なお、ピストル型を選択した場合に使用する単価は、「経過給付体系」の年金単価を使用します。

老齢年金

経営移譲年金を請求しない方が
65歳から終身受給



年金を受給するための請求書類と提出先

(1) 農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書 (様式第53号-2)

いつ

経営移譲年金を請求しなかった方が、
65歳に到達して農業者年金農業者老齢年金を請求するとき

どこに

JAに提出

添付書類

住民票、戸籍抄本又は運転免許証(写)、健康保険証(写)等(生年月日確認書類)のいずれか一つ

(2) 農業者年金 経営移譲年金裁定請求書 (様式第50号の2)

いつ

経営移譲年金を請求するため、経営移譲が終了したとき

どこに

JAに提出

添付書類

① 経営移譲管理カード

② 住民票、戸籍抄本又は運転免許証(写)、健康保険証(写)等(生年月日確認書類)のいずれか一つ

③ 後継者に経営移譲する場合は、戸籍謄本等(続柄確認書類)

④ 農地等の処分に関する書類

- 農地法第3条の許可申請書、許可書、賃貸借・使用貸借契約書の写し
- 農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づく公告及び農用地利用集積計画(各筆明細)の写し等
- 農地法第18条第6項の規定による通知書の写し、合意解約書の写し

⑤ 法人持分又は株式の譲渡に関する法人代表者の証明書(給付-1)、農地所有適格法人の構成員等であることの証明書(給付-2)

経営移譲の相手方や農地等の処分の方法によって、必要な書類が異なります。代表的な書類を例示しますが、実際に必要となる書類については、農業委員会にお問合せください。

農業者年金を受給するには

目次

1	経営移譲年金と農業者老齢年金について	1
2	農業者老齢年金を受給される方へ	
2-1	農業者老齢年金を受給される方	2
2-2	農業者老齢年金の金額	2
2-3	年金の受取り、税金	3
2-4	農業者老齢年金の支給開始時期	4
2-5	現況届の提出	4
3	これから経営移譲年金を受給しようとされる方へ	
3-1	経営移譲年金を受給するには	6
	(1) 経営移譲とは	6
	(2) 経営移譲の相手方と処分方法	7
	(3) 加算付年金	9
3-2	実体を伴った経営移譲を行うために	11
3-3	経営移譲年金の支給開始時期と支給の繰下げ、年金額	13
3-4	年金の受取り、税金	15
4	経営移譲から第1回目の現況届までの手続き	
4-1	経営移譲から第1回目の現況届の提出までの手順	17
4-2	経営移譲管理カード	18
4-3	第1回目の現況届の提出	21
5	経営移譲年金の受給開始後の重要な注意事項	
5-1	2回目以降の現況届の提出	23
5-2	経営移譲年金が支給停止となる場合、ならない場合	25
参考	経営移譲した後継者が法人に参加した場合の経営移譲年金の取扱い	27
	経営移譲年金を受給している方が法人に参加した場合の取扱い	28
	経営移譲年金と農地中間管理事業の関係	29
6	受給権者がお亡くなりになったら ご遺族が死亡届を提出	30

1 経営移譲年金と農業者老齢年金について

〈経営移譲年金と農業者老齢年金の支給単価は、一本化〉

旧制度には、経営移譲年金と農業者老齢年金があります。平成13年の法改正により、年齢にしたがって経営移譲年金の単価が順次下がっていくこととなったため、農業者老齢年金の単価と同一額になる昭和32年1月2日以降に生まれた方については、農業者老齢年金を受給することに一本化されることとなっています。

このため、経営移譲年金を受給できる方は、次の要件を満たす方です。

- (1) **昭和32年1月1日までに生まれた方**
- (2) 平成13年12月までに旧制度の保険料として納付済みの期間(旧保険料納付済期間等)と平成14年1月から65歳に達する月の前月までの期間(特別カラ期間)が、合計して**20年(240か月)以上**となること
- (3) **65歳の誕生日の前々日までに、要件を満たす経営移譲を行うこと**

昭和32年1月2日以降に生まれた方や、それ以前に生まれていても経営移譲を行わない方には、農業者老齢年金が支給されます。「**2 農業者老齢年金を受給される方へ**」(P.2参照)にお進みください。

経営移譲年金をお考えの方は「**3 これから経営移譲年金を受給しようとされる方へ**」(P.5参照)にお進みください。



65歳時のお知らせ

間もなく65歳に到達される方には、農業者年金基金から「旧農業者年金に関するお知らせ」という封書が誕生日の前月中に郵送されます(1日生まれの方は前々月)。

封書には「農業者老齢年金裁定請求書」を同封しますので、住所・氏名等をご確認いただき、お近くのJAにお越しいただきますようお願いいたします。

なお、旧制度に加えて新制度の農業者年金にも加入されている方には、旧制度と新制度の2通の封書が郵送されますので、両方ともよくお読みください。

2 農業者老齢年金を受給される方へ

2-1 農業者老齢年金を受給される方

農業者老齢年金を受給できる方は、次の要件を満たす方です。

- 平成13年12月までに旧制度の保険料として納付済みの期間(旧保険料納付済期間等)と平成14年1月から65歳に達する月の前月までの期間(特別カラ期間)が、合計して20年(240か月)以上となること

農業者老齢年金は、農業者年金の旧保険料納付済期間等と特別カラ期間を合算して20年以上あり、65歳に達する日前(65歳の誕生日の前々日)までに経営移譲をされなかった方が、**65歳から終身受給できます**。

資格確認を行う必要があるため、65歳に達した後に「農業者年金農業者老齢年金裁定請求書」の提出をお願いします。

2-2 農業者老齢年金の金額

農業者老齢年金の年金額は、次の算式により定められます。

$$\text{年金額(年額)} = \text{年金単価} \times \text{保険料を納めた期間の月数}$$

※計算された年金額は、十円の位を四捨五入し、百円単位となります。

① 農業者老齢年金の年金単価

(単位：円)

生年月日	単価	生年月日	単価
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	1,179	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	1,421
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	1,197	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	1,482
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	1,215	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	1,545
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	1,244	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	1,610
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	1,301	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	1,677
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	1,360	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	1,745

② 保険料を納めた期間の月数

平成13年12月までの旧制度の下で納めた保険料の納付月数をいいます。

③ 配偶者加入者の特例

なお、旧制度の加入者のうち配偶者加入者は、平成8年4月以降に保険料を納めた期間のうち45歳に達した日の属する月以後の期間の3分の1の期間を、保険料納付済みに期間に加算して年金額が計算されます。

$$\text{配偶者加入者の年金額(年額)} = \text{年金単価} \times \left(\text{保険料を納めた期間の月数} + \frac{\text{平成8年4月以降に保険料を納めた期間のうち45歳に達した日の属する月以後の期間}}{3} \right)$$

2-3 年金の受取り、税金

(1) 年金の受取り

農業者老齢年金は、3か月分ずつ年4回(2月、5月、8月、11月)に分け、JAなどご本人様の希望する金融機関の口座に振り込まれます。

振り込み月(年4回)	3か月分ずつ支給
2月の振り込み	前年の11、12月、本年の1月分
5月の振り込み	2、3、4月分
8月の振り込み	5、6、7月分
11月の振り込み	8、9、10月分

支払日は、各月の10日(土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日)です。支払額の内容については、**5月に「農業者年金振込・支払通知書」**でお知らせします(現況届の封筒に同封して郵送されます。)

(2) 税金関係

① 所得税関係

農業者老齢年金は、所得税法上の公的年金等に該当し、源泉徴収の対象ですが、農業者老齢年金の年間支給額が所得税法で定める金額以下となっていますので、源泉徴収額は0円となります。

したがって、他の公的年金、恩給、退職年金、その他の所得があれば、老齢年金を雑所得として確定申告する必要があります。

農業者年金基金では、受給者の方全員に、その年分の支払金額に係る公的年金等の源泉徴収票を作成し、翌年の1月31日までに受給権者本人に送付しています。



年金所得者に係る確定申告不要制度

所得税法では、公的年金等の収入金額(公的年金である国民年金と農業者年金等の合計額)が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要とされていません。(平成30年1月24日政府広報オンライン)

3

これから経営移譲年金を受給しようとされる方へ

旧制度の経営移譲年金をもらうためには、定められた要件を満たして、**必ず65歳の誕生日の前々日までに経営移譲**をして、速やかに裁定請求を行わなければなりません。しかも、この経営移譲は、農業経営の**経営主の地位から引退するという実体**が伴っている必要があります。

また、経営移譲年金を受給し続けるためには、経営移譲で実施した「農業経営の経営主の地位からの引退」について、受給し始めた以降も持続することが必要です。経営主として農業経営を再開することとなった場合、支給停止事由該当届を提出することが求められています。届出後は、特例農業者老齢年金の受給に切り替わることとなります。

なお、万一最初から経営移譲が不完全で法令等の定める要件を満たしていない場合には、さかのぼって裁定が取り消され、それまで受給した年金は返納しなければなりません。このようにならないよう、要件等をよく理解し、正確な手続きを進めてください。

経営移譲年金の受給を開始するための大まかな流れ

事前講習の受講

- 経営移譲の方法の理解
- 65歳までの経営移譲のプラン作り

経営移譲の実行

- 農地等の権利の移転・設定
- 農業所得申告等の諸名義の変更等を開始

裁定請求書の提出

- 裁定請求書の記入・提出
- 経営移譲管理カードの作成・提出
- 年金の受給開始

初回の現況届の提出

- 農業所得申告等の諸名義が変更済みであることの確認

3-1 経営移譲年金を受給するには

経営移譲年金を受給するために最も重要なことは、**65歳の誕生日の前々日まで**に、要件に合致した**経営移譲が行われていること**です。受給を開始するための手続きでは、この状況を必ず確認していますので、経営移譲の考え方や要件をしっかりと理解しましょう。

(1) 経営移譲とは

経営移譲とは、自分名義で所有するか、借り入れして、耕作又は養畜の事業を行っている**農地等(未分割の共同相続財産及び農地所有適格法人の構成員の場合はその持分、株式を含む)**について、**後継者か第三者に所有権を移転するか、使用収益権を移転、設定又は消滅させ、農業経営の経営主であることから引退すること**です。

経営主から引退されてから、従事者にとどまることは構いません。

適格な経営移譲の要件

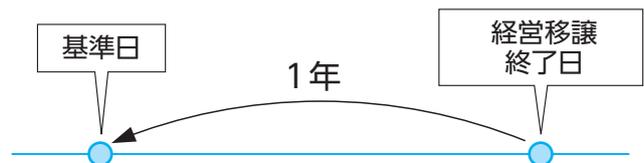
1. 基準日時 of 経営面積

- ① 基準日(自分の名義の農地等の権利を処分し終わる日(経営移譲終了日)の1年前の日)に、**農地等の面積が30アール**(道南を除く北海道では1ヘクタール、沖縄県は20アール)以上ある方でなければ、適格な経営移譲とはなりません。
- ② 処分しなければならない農地等には、基準日後1年間に自分名義で買入れたり、返還を受けた農地等、農地所有適格法人の持分や株式も含まれます。

経営移譲終了日の1年前の日を基準日といいます。

この基準日において所有権や使用収益権に基づいて農業に供していた農地・採草放牧地が処分の対象となります。

また、基準日後1年間に新たに取得したり、返還を受けた場合も処分の対象となります。



2. 農地等として処分

農地等は転用等することなく**農地等として処分**することが必要です。

なお、他の農家や農地中間管理機構などの第三者のみに処分するとき限り、**10アール**(道南を除く北海道は20アール)**以内の自留地**を残すことができます。

3. 経営移譲の期限

経営移譲は、**65歳の誕生日の前々日**までに行わなければなりません。

Q 底面がコンクリート等で覆われた農作物栽培高度化施設の敷地はどうなる

A 平成30年11月16日以降に、農業委員会に届け出て設置された農作物栽培高度化施設の底地(施設の底地がコンクリート等で覆われた土地)は農地とみなされるため、経営移譲の相手方への処分が必要です。

(2) 経営移譲の相手方と処分方法

経営移譲の相手方は、後継者か第三者です。後継者(国民年金第2号被保険者又は一定の障害の場合)と第三者に分割移譲もできます。

後継者への経営移譲

後継者移譲の相手方の要件(次の①～③を全て満たすこと)

- ① **直系卑属**(子や孫)の一人又は**直系卑属の配偶者**のどちらか一方
(若しくは、直系卑属とその直系卑属の配偶者の双方)
 - ② **60歳未満**
 - ③ 経営移譲の終了日までに**通算3年以上**又は**引き続き1年以上**農業に従事している*
- ※ 農業に従事していた期間には、大学、高校等で農業を学んだ期間、サラリーマン等であっても農繁期、休祭日に農業に従事していた期間も含まれます。

第三者への経営移譲

第三者移譲の相手方の要件(複数の者に移譲することも可)

- ① **農地中間管理機構、農地所有適格法人**、JA等
- ② 60歳未満の農業者年金の被保険者相当者(P.10*参照)(経営移譲者の配偶者を除く)
- ③ 60歳未満で**新たに農業経営を始める人**で、経営移譲を受ける日までに、**通算3年以上**又は**引き続き1年以上**農業に従事し、経営移譲を受けることで自己名義の**農地等の面積が30アール***以上となる人(経営移譲者の配偶者、直系卑属及びその配偶者を除く)
- ④ 60歳未満の**農業経営者**で、経営移譲を受ける前に保有していた農地等と経営移譲により譲り受けた**農地等の合計面積が30アール***以上となる人
- ⑤ 60歳未満の**農地所有適格法人の構成員(組合員、社員又は株主)**で、その法人の事業に常時従事する人(ただし、経営移譲を受けることで、法人の**構成員一人あたりの農地等の面積**とその譲受者自身が**保有する農地等の合計面積が50アール***以上となる必要がある)
- ⑥ 60歳未満で、経営移譲で農地所有適格法人の持分又は株式を取得することにより、**新たに農地所有適格法人の構成員となる人**(⑤の面積要件に該当すること)

※ 道南を除く北海道は、「50アール」「30アール」はそれぞれ「2ヘクタール」、「1ヘクタール」、沖縄県は、「30アール」を「20アール」に置き換えて適用

農地等の処分方法(後継者・第三者共通)

所有地、借入地など自分名義の農地等の全てを、次のように処分することが必要です。

- ①所有地は、経営移譲の相手方に譲り渡す(所有権の移転)又は貸し出す(使用収益権の設定)
- ②借入地は、経営移譲の相手方に、その権利を移す(使用収益権の移転)又は転貸か、貸主に返す(使用収益権の消滅)
- ③基準日後1年以内に土地収用法の収用があった場合等は、適格な経営移譲とみなす

なお、農地等の権利移転等は、次の要件を満たさなければなりません。

- 農地等を農地等として処分すること
- 使用収益権の設定期間又はJA等への信託期間は10年以上

第三者移譲の場合のみ所有地、借入地など自分名義の農地等について、**10アール以内**(道南を除く北海道は20アール)の**自留地**を残せますが、**それ以外はすべて**適格な相手方となる**第三者移譲の相手方に処分**(所有権の移転等)することが必要です。

* 農地所有適格法人の構成員である人が経営移譲する場合には、その要件が別に定められています。



後継者と第三者への分割移譲

分割移譲の相手方の要件

後継者は、P.7の後継者移譲の相手方要件①～③を満たす方で、

- ① **国民年金の第2号被保険者**(いわゆるサラリーマンの方)であって農業に常時従事しない人
- ② 国民年金の第2号被保険者以外の方で一定の障害の状態にあるため農業に常時従事していない人

のいずれかに限られます。

第三者は、第三者移譲の相手方とされる人又は法人のうち、**加算付年金受給の相手方の要件を備えている人(P.9参照)**に限られます。

農地等の処分方法等

- ① 分割移譲では、**自留地は認められません**。
- ② 処分(所有権の移転等)しなければならない農地等(土地収用該当農地等や、返還小作地等を除く)の面積の**2分の1以上で、かつ、30アール以上***の農地等を**第三者移譲の相手方へ処分**し、残りの全ての農地等を後継者移譲の相手方へ処分しなければなりません。

* 道南を除く北海道は、「50アール」、「30アール」はそれぞれ「2ヘクタール」、「1ヘクタール」、**沖縄県**は、「30アール」を「20アール」に置き換えて適用

(3) 加算付年金

経営移譲年金には、**経営移譲の相手方の条件によって**、基本額に加えて加算額が上乘せされる**「加算付年金」が支給**される場合があります。

その経営移譲の相手方は**「特定譲受者」**と呼ばれており、次の人又は法人が該当します。

● 特定譲受者の要件

後継者の場合

次の①又は②の要件を満たす人は特定譲受者に該当します。

- ① **農業者年金の被保険者相当者(P.10 *参照)**
- ② 60歳未満の農業に常時従事する人であって、次のいずれかに該当する人
 - ア 農業者年金の被保険者相当者(P.10 *参照)となることが確実と認められる人
 - イ 特定短期被用者年金被保険者(P.10 **参照)

第三者の場合

次の①から④のいずれかに該当する人又は法人

- ① **農地中間管理機構、農地所有適格法人、JA等**
- ② **農業者年金の被保険者相当者(P.10 *参照 なお、経営移譲する人の配偶者は該当しません)**
- ③ 60歳未満の農業に常時従事する人であって、次のいずれかに該当する人
 - ア 農業者年金の被保険者相当者(P.10 *参照)になることが確実と認められる人
 - イ 特定短期被用者年金被保険者(P.10 **参照)
- ④ 国民年金の第2号被保険者である**40歳未満の農地所有適格法人の構成員**(組合員、社員又は株主)で農業に常時従事している人

用語
の説明

* 被保険者相当者

被保険者相当者とは、次の①～③全ての要件を満たす人をいいます。

① 60歳未満の国民年金第1号被保険者であること

② 経営移譲年金の受給権者でないこと

③ 次のア～ウのいずれかに該当する人

ア 50a(道南を除く北海道は2ha)以上の農地等で農業経営を行っている人

イ 30a以上50a未満(道南を除く北海道は1ha以上2ha未満、沖縄県は20a以上50a未満)の農地等で農業経営を行っている人で作目別年間労働時間が700時間(沖縄県は500時間)以上の人

ウ 農地所有適格法人の事業に常時従事している人で、法人の一人あたりの持分面積と自らが経営している農地等の面積の合計が50a(道南を除く北海道は2ha)以上となる人

** 特定短期被用者年金被保険者

国民年金の第2号被保険者となったために農業者年金の被保険者相当者でなくなった後、農地等の譲受日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと、及び6月以内に再び農業者年金の被保険者相当者となることが事実と認められる人です。

出稼ぎ期間中の方などが該当します。



経営移譲の相手方が見つからない場合は

農地中間管理機構に経営移譲する方法を検討してはどうでしょうか。農地中間管理機構への経営移譲であれば第三者移譲になりますので、自留地を残せません。

農地中間管理機構は、各都道府県に1つ設置されており、各都道府県の農業公社等が業務を行っています。連絡先など、詳しくは農業委員会へお問い合わせください。

借り手が見つからず農地中間管理機構から
農地等が戻ってきた場合は

○第三者移譲である農地中間管理機構への経営移譲は、農地等の返還があっただけでは直ちに支給停止要件には該当しません。ただし、「加算付年金」を引き続き受給するには、1年以内に特定譲受者(P.9参照)に返還のあった農地等を処分する必要があります。

○返還された農地等の名義が年金受給権者のままの状態でもなたかが耕作を開始されると、年金受給権者が農業経営を再開したとみなされ経営移譲年金が支給停止となるおそれがあります。早めに別の第三者や後継者に名義変更されることをお勧めします。

3-2 実体を伴った経営移譲を行うために

経営移譲は、単に農地等の権利名義を変えるだけでなく、農業経営者の地位が名実ともに譲受者に移るといふ、**実体を伴った経営移譲であることが必要**とされています。また、受給開始後も、現況届の提出の時期に確認作業が定期的であり、農業経営が再開された等と認められれば**支給停止**となりますので、実体を伴った経営移譲についての内容をよく理解しましょう。

● 農業経営主の地位の移転

後継者へ経営移譲をした場合

- ① 農業経営を主宰することと損益の帰属先について、経営移譲した人から後継者へ移すこと
- ② 後継者が原則として重要な農作業を担当すること
- ③ これらに対外的に明確にするため、経営者の地位を表す次の3つの諸名義を後継者へ変更すること
 - ・ **農業共済の加入名義**
 - ・ **経営所得安定対策等交付金の申請名義**
 - ・ **農業所得に係る納税申告の名義**

第三者へ経営移譲をした場合

- ① 農地等の権利の移転・設定契約の完全履行が確保されること
- ② これを対外的に明確にするため、農地等に係る次の2つの諸名義を譲受者へ変更すること
 - ・ **農業共済の加入名義**
 - ・ **経営所得安定対策等交付金の申請名義**
- ③ **経営移譲をする者による農業所得に係る納税申告の名義は、自留地に係るもののみであること**

● 確認方法等

裁定請求時

経営移譲管理カード(P.18～参照)を作成し、**経営移譲年金裁定請求書等とともにJAへ提出**することになります。

諸名義の変更が終わっていない場合は、変更が行われていない諸名義について、**その変更予定時期を経営移譲管理カードに記入**する必要があります。この名義についても、**速やかに名義変更を完了**させ、**再度、経営移譲管理カードを提出**し直す必要があります。

現況届提出時

現況届提出時に、自留地の範囲を超えた農地等の取得がないことや、諸名義が変更された状態で、経営移譲した方に戻っていないことの**自己チェック**をしていただきます。

なお、第1回目の現況届提出時には、**経営移譲管理カード**により、諸名義が全て変更等済であることを農業委員会の確認を受け、現況届にこの**カードの写しを添付**してください。



3-3 経営移譲年金の支給開始時期と支給の繰下げ、年金額

(1) 支給開始時期

【60歳になるまでに経営移譲した場合】

60歳に達した日(60歳の誕生日の前日)の属する月の翌月から支給

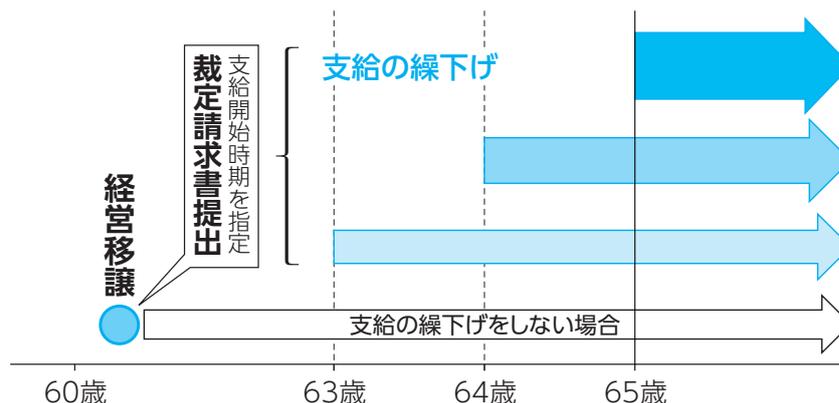
【60歳から65歳になるまでに経営移譲した場合】

経営移譲が終わった日の属する月の翌月から支給

(2) 支給開始時期の繰下げ

経営移譲終了後1年以内に「支給の繰下げ」を申請すると、60～65歳までの間で希望する月から、経営移譲年金の受給を始められます。

年金単価は年齢ごとで決まっていますので、支給開始時の月を遅らせて支給開始年齢を遅くすると、その分年金額が高くなります。



(3) 年金額

経営移譲年金の年金額は、次の算式により定められます。

$$\text{年金額(年額)} = \text{年金単価} \times \text{保険料を納めた期間の月数}$$

※計算された年金額は、十円の位を四捨五入し、百円単位となります。

① 年金単価

年金単価は、基本額か加算付かにより、生年月日及び支給開始時の年齢に応じて、次に掲げる額となっています。

年金額の考え方(65歳の受給開始を100とした場合の比較)

60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
58%	65%	72%	80%	89%	100%

基本額経営移譲年金の年金単価

(単位：円)

生年月日	支給基準時年齢					
	61歳未満	61歳以上 62歳未満	62歳以上 63歳未満	63歳以上 64歳未満	64歳以上 65歳未満	65歳
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	684	766	849	943	1,049	1,179
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	694	778	862	958	1,065	1,197
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	705	790	875	972	1,081	1,215
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	722	809	896	995	1,107	1,244
昭和31年4月2日～昭和32年1月1日	755	846	937	1,041	1,158	1,301

加算付経営移譲年金の年金単価

(単位：円)

生年月日	支給基準時年齢					
	61歳未満	61歳以上 62歳未満	62歳以上 63歳未満	63歳以上 64歳未満	64歳以上 65歳未満	65歳
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	830	929	1,030	1,144	1,272	1,430
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	811	909	1,007	1,119	1,244	1,398
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	793	888	984	1,093	1,215	1,366
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	774	868	961	1,067	1,187	1,334
昭和31年4月2日～昭和32年1月1日	765	857	949	1,055	1,173	1,318

参考：農業者老齢年金の年金単価

(単位：円)

生年月日	単価	生年月日	単価
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	1,179	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	1,421
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	1,197	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	1,482
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	1,215	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	1,545
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	1,244	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	1,610
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	1,301	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	1,677
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	1,360	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	1,745

② 保険料を納めた期間の月数

平成13年12月までの旧制度の下で納めた保険料の納付月数をいいます。

③ 配偶者加入者の特例

なお、旧制度の加入者のうち配偶者加入者は、平成8年4月以降に保険料を納めた期間のうち45歳に達した日の属する月以後の期間の3分の1の期間を、保険料納付済み期間に加算して年金額が計算されます。

$$\text{配偶者加入者の年金額(年額)} = \text{年金単価} \times \left(\text{保険料を納めた期間の月数} + \frac{\text{平成8年4月以降に保険料を納めた期間のうち45歳に達した日の属する月以後の期間}}{3} \right)$$

3-4 年金の受取り、税金

(1) 年金の受取り

経営移譲年金は、3か月分ずつ年4回(2月、5月、8月、11月)に分け、JAなどご本人様の希望する金融機関の口座に振り込まれます。

振り込み月(年4回)	3か月分ずつ支給
2月の振り込み	前年の11、12月、本年の1月分
5月の振り込み	2、3、4月分
8月の振り込み	5、6、7月分
11月の振り込み	8、9、10月分

支払日は、各月の10日(土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日)です。支払額の内容については、5月に「**農業者年金振込・支払通知書**」でお知らせします(現況届の封筒に同封して郵送されます。)

(2) 税金関係

① 所得税関係

経営移譲年金は所得税法上の公的年金等に該当し、源泉徴収の対象ですが、経営移譲年金の年間支給額が所得税法で定める金額以下となっていますので、源泉徴収額は0円となります。

したがって、他の公的年金、恩給、退職年金、その他の所得があれば、経営移譲年金を雑所得として確定申告する必要があります。

農業者年金基金では、受給者の方全員に、その年分の支払金額に係る公的年金等の源泉徴収票を作成し、翌年の1月31日までに受給権者本人に送付しています。



年金所得者に係る確定申告不要制度

所得税法では、公的年金等の収入金額(公的年金である国民年金と農業者年金等の合計額)が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要とされていません。(平成30年1月24日政府広報オンライン)

② 後継者移譲の場合の贈与税関係

- ✓ 使用貸借による経営移譲の場合は、贈与税の課税対象となりません。
- ✓ 無償で所有権移転をすることで経営移譲された場合は、贈与税が課税されますが、贈与税の納税猶予の特例を受けると贈与税の納税が猶予されます。



現在、相続税、又は贈与税の納税猶予の特例を受けて農業を営んでいる方が、経営移譲をしようとする場合

農地等についての**贈与税**の納税猶予の特例の適用を受けている方が、農業者年金基金法の経営移譲年金の支給を受けるために特例農地等の全部について**使用貸借による権利の設定をしてその方の推定相続人の1人**に対して農業経営を移譲した場合に納税猶予の特例を継続して受けることができます。(租税特別措置法第70条の4第6項)

農地等についての**贈与税**又は**相続税**の納税猶予の特例の適用を受けている方が、農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法に規定する一定の事業のために、その適用を受けている農地等について、賃借権等の設定による**特定貸付けを行った場合**に納税猶予の特例を継続する特例の適用を受けることができます。(租税特別措置法第70条の4の2第1項又は第70条の6の2第1項)

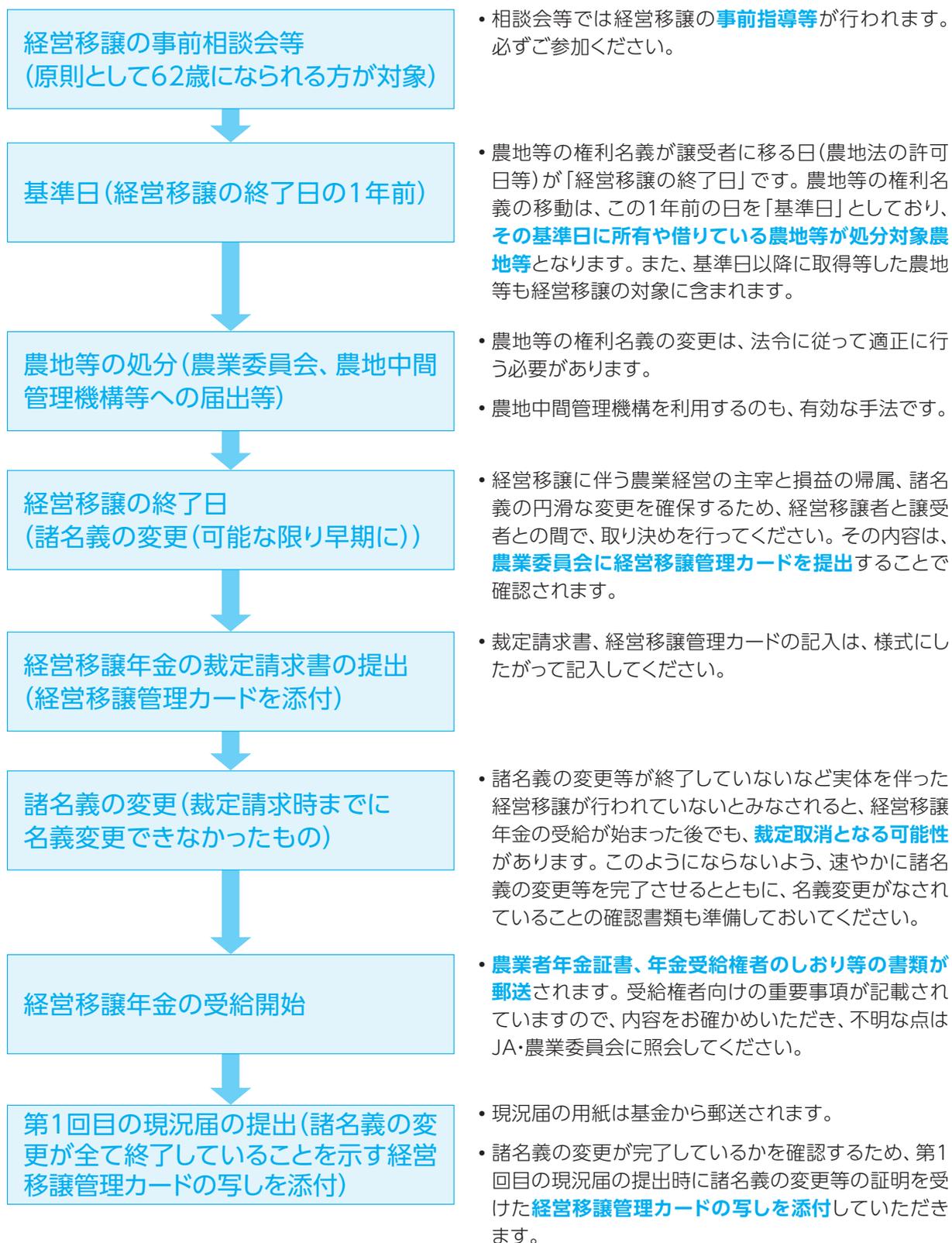
.....
これらの特例を受けるためには税務署に届出が必要となりますので、最寄りの税務署にご相談ください。

③ 第三者移譲の場合の譲渡所得税関係

- ✓ 農地等を譲渡することで経営移譲した場合、他の所得と区分して、その譲渡所得に対して所得税、住民税が課せられます。
- ✓ ただし、農用地区域内の農地等を譲渡した場合には、次の特別控除が認められます。
 - 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画又は農業委員会のあっせん等により譲渡した場合に800万円
 - 農地中間管理機構に譲渡した場合に800万円
 - 農業経営基盤強化促進法の買い入れ協議により農地中間管理機構に譲渡した場合に1,500万円

4 経営移譲から第1回目の現況届までの手続き

4-1 経営移譲から第1回目の現況届の提出までの手順



4-2 経営移譲管理カード

経営移譲年金を受給するため経営移譲する方には、その経営移譲が実体を伴った経営移譲であることを確認するため、経営移譲管理カードの作成と提出をしていただきます。

(1) 経営移譲管理カードの内容

経営移譲される方の氏名、被保険者記号番号、経営移譲の種類を記入する欄のほか、

- ① 経営移譲後における農業経営についての取決め書
- ② 経営移譲に伴う諸名義の変更等に関する確認
- ③ 自留地(第三者への経営移譲で自留地を残す場合)
- ④ 諸名義の変更等の確認を農業委員会が照会をすることについての同意

を一括して確認できるようにした書類です。

(2) 記入に当たっての注意事項

①の経営移譲後における農業経営についての取決め書は、経営移譲の際に、経営移譲者と譲受者に記入していただきます。

②は、**裁定請求までに、経営移譲者ご本人様が担当部局の確認**を取っていただくことを想定していますが、税務署に提出した開・廃業届、経営所得安定対策等交付金の申請書・農業共済加入申込書の写し等の関係書類に基づく**農業委員会の確認でもよい**こととしています。担当部局の確認によらない場合は、農業委員会に関係書類をご持参ください。

なお、裁定請求の際には未だ諸名義の変更等が完了していないことも想定されます。この場合には、変更予定時期を経営移譲管理カードに記入していただくことでしばらくの間、諸名義の変更等に関する確認欄は空欄のままにしておき、後日、**諸名義の変更等を完了**させ、空欄のままになっている欄の補充をしていただくこととなります。

諸名義すべての変更等が終了したことの証明が付された経営移譲管理カードは、農業委員会で保管します。このカードは、経営移譲が法令に従って行われたことを示す証拠となります。

後継者・第三者共通
経営移譲・経営継承共通

経営移譲管理カード

(別紙 1)
整理番号()

氏名	被保険者記号番号		年金証書記号番号 (裁定後記入)		夫婦同時配偶者 (協定破棄)※3	構成員(常時たる)で なくなった
	(Aに記入) 後継者	第三者(Bに記入)				
経営移譲等の種類 (経営移譲等の相手方) 該当箇所に○を付すこと	個人	農業法人	公社等法人※1	小作地返還等※2		

※1 農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、JA、地方公共団体
 ※2 全農地等が使用収益権の消滅(小作地の地主返還)、土地収用法その他の法律により収用等された場合
 ※3 特定経営移譲配偶者(夫婦同時の経営移譲)(旧制度)、家族協定破棄による経営継承(新制度)の場合

①経営移譲(経営継承)における農業経営についての取決め書

(経営移譲(経営継承)時点で締結作成すること)

A 後継者 移譲 (継承)	取決め日	令和 年 月 日	経営継承終了日	令和 年 月 日
	経営移譲終了日	令和 年 月 日		
	経営移譲(経営継承)者	(甲) (住所) _____ (氏名) _____ 印 (自署の場合は、押印省略可)		
	譲受後継者	(乙) (住所) _____ (氏名) _____ 印 (自署の場合は、押印省略可)		

- 農業経営を行う上での主宰は、今後乙が行うこと。
なお、甲は乙が農業経営を行う上で必要な助言を行うことができる。
- 当該農業経営に係る利益及び損失は乙に帰属すること。(注1)
- 農業経営についての重要な農作業は乙が担当することとし、甲はこれを補助する立場になること。(注2)
- 甲に帰属している次の諸名義は、経営移譲(経営継承)終了日以降速やかに乙の名義に変更すること。(注3)

(1) 農業共済の加入名義(注4)	→ (変更予定時期)	令和 年 月 日
(2) 経営所得安定対策等交付金の申請名義	→ (変更予定時期)	令和 年 月 日
(3) 農業所得に係る納税申告の名義	→ (変更予定時期)	令和 年 月 日

①経営移譲(経営継承)における農業経営についての取決め書

(経営移譲(経営継承)時点で作成すること)

B 第三者 移譲 (継承)	取決め日	令和 年 月 日	経営継承終了日	令和 年 月 日
	経営移譲終了日	令和 年 月 日		
	経営移譲(経営継承)者	(甲) (住所) _____ (氏名) _____ 印 (自署の場合は、押印省略可)		
	譲受者	(乙) (住所) _____ (氏名) _____ 印 (自署の場合は、押印省略可)		

〔経営移譲(経営継承)の相手方が第三者個人
又は農業法人の場合に記入〕

- 甲と乙との間で締結した農地等及び施設の所有権移転又は使用収益権の設定・移転契約を完全に履行すること。
- 処分対象農地等(自留地を除く)に係る次の諸名義は、経営移譲(経営継承)終了後速やかに甲から乙に変更等すること。(注3)

(1) 農業共済の加入名義(注4)	→ (変更予定時期)	令和 年 月 日
(2) 経営所得安定対策等交付金の申請名義	→ (変更予定時期)	令和 年 月 日

同意書

(受給権者に代わって、農業委員会で確認される場合にご記入ください。)

私の農業者年金(経営移譲年金・特例付加年金)の受給権に関する事項を確認するため、
 ア. 農業共済の加入名義、イ. 経営所得安定対策等交付金の申請名義、ウ. 農業所得の納税申告名義について、
 _____ 農業委員会が変更等確認の照会をすることに同意します。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印 (自署の場合は、押印省略可)

【取決め書の作成上の留意点】

- (注1) 必要に応じ、甲と乙の定めるところにより、甲が乙に扶養を求めることができる旨の条項を設けてよい。
- (注2) この原則によりがたい場合は、その理由を明記して重要な農作業についての甲と乙との分担関係を別途定めること。
- (注3) 経営移譲管理カード作成時点で変更できない名義がある場合、変更予定時期が到来した後に裏面②で確認すること。
- (注4) 「農業共済の加入名義」は、農作物共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係をいう(特例付加年金の場合は、家畜共済を含む)。

農業者年金を受給するには

※4

諸名義の変更等に関する確認は、担当部局による確認(ア欄)又は農業委員会による確認(イ欄)のいずれか一方で行うこと。農業委員会による確認の場合は、確認した書類名を記入又は本人から提出された確認書類(写)をこのカードに添付すること。

②経営移譲(経営継承)に伴う諸名義の変更等に関する確認※4

(注)該当する名義がないときは、(氏名)欄に「該当なし」と記入する。

A 後継者移譲(継承)	農業 共済	ア(担当部局) 処分対象農地等に係る農業共済の加入名義は、乙と農業共済組合(市区町村)との間に在していることを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認者 (担当部局名) (氏名) 印
		イ(農業委員会) 処分対象農地等に係る農業共済の加入名義は、乙と農業共済組合(市区町村)との間に在していることを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認書類 確認者 (氏名) 印
	経営所得 安定対策	ア(担当部局) 処分対象農地等に係る経営所得安定対策等交付金の申請は、乙が行っていることを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認者 (担当部局名) (氏名) 印
		イ(農業委員会) 処分対象農地等に係る経営所得安定対策等交付金の申請は、乙が行っていることを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認書類 確認者 (氏名) 印
	農業 所得	ア(担当部局) 農業所得に係る納税の申告は、乙が行っていることを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認者 (担当部局名) (氏名) 印
		イ(農業委員会) 農業所得に係る納税の申告は、乙が行っていることを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認書類 確認者 (氏名) 印

②経営移譲(経営継承)に伴う諸名義の変更等に関する確認※4

(注)該当する名義がないときは、(氏名)欄に「該当なし」と記入する。

B 第三者移譲(継承)	農業 共済	ア(担当部局) 処分対象農地等に係る農業共済の加入名義は、甲が加入等していないことを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認者 (担当部局名) (氏名) 印
		イ(農業委員会) 処分対象農地等に係る農業共済の加入名義は、甲が加入等していないことを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認書類 確認者 (氏名) 印
	経営所得 安定対策	ア(担当部局) 処分対象農地等に係る経営所得安定対策等交付金の申請は、甲が行っていないことを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認者 (担当部局名) (氏名) 印
		イ(農業委員会) 処分対象農地等に係る経営所得安定対策等交付金の申請は、甲が行っていないことを確認しました。 確認日 令和 年 月 日 確認書類 確認者 (氏名) 印

③自留地(第三者移譲で該当がある場合のみ記入)

所在	番地	面積(m ²)

経営移譲年金裁定決定年月日 令和 年 月 日	特例付加年金裁定決定年月日 令和 年 月 日	その他特記事項
---------------------------	---------------------------	---------

【利用上の留意点】

- ・ 経営移譲(経営継承)に伴う諸名義変更等の確認を各名義所管部署の窓口で同時並行して行う等のため、この「経営移譲管理カード」を複写して確認を受ける場合は、その複写した資料を確認後再びこの「経営移譲管理カード」に綴じて保管してください。
- ・ 第1回目現況届の提出時まで確認欄を整備し、第1回目現況届に当カードの写しを添付して基金へ提出する。
- ・ 当カードの原本は農業委員会にて保管する。

(2) 経営移譲年金を受給した場合の第1回目の現況届の注意事項

経営移譲年金を受給した場合、第1回目の現況届の提出の際には、実体を伴った経営移譲がなされているかについて、農業委員会が経営移譲管理カードを用いて諸名義の変更等の確認を行います。(「[3-2 実体を伴った経営移譲を行うために](#)」P.11参照)

(3) 年金支払いの差止め

上記(2)による農業委員会の確認を終え、現況届が9月末日まで農業者年金基金に提出されない場合は、11月支払分から年金支払いが差し止められますのでご注意ください。

経営者の地位を表す諸名義について

平成28年3月までは、変更の確認を受ける諸名義は、農業共済の加入名義、米の生産調整に係る助成金の交付申請名義、農業所得に係る納税申告名義、土地改良区の組合員名義、農業協同組合の組合員名義の5名義とされていましたが、平成28年4月以降は、農業共済の加入名義、経営所得安定対策等交付金の申請名義、農業所得に係る納税申告名義の3名義に変更されました。



特定処分対象農地等に注意してください!

経営移譲の際に後継者に貸し付けた農地等(特定処分対象農地等)については、農業者年金を受給し続ける上で色々と厳しい条件が掛かり続けています。

例えば、後継者の転出などにより、特定処分対象農地等の返還を受けた場合や、特定処分対象農地等の一部を宅地に転用した場合には、経営移譲年金が支給停止となる恐れがあります。

このため、貸し付けた農地等の**所有権を後継者へ移転**するなど、経営移譲年金を安定的に受給する方法もありますので農業委員会にご相談してください。

5

経営移譲年金の受給開始後の 重要な注意事項

5-1 2回目以降の現況届の提出

(1) 現況届提出前の自己チェック

現況届は、農業者年金の全ての受給権者を対象に、毎年6月末日までに農業委員会へ提出をお願いしています。

経営移譲年金を受給している場合は、この**第2回目以降の現況届の提出時には**、支給停止事由に該当してないことや、諸名義が変更等された状態で、経営移譲をされた方(経営移譲年金の受給権者)に戻っていないことについての**自己チェック**をしていただきます。

第三者移譲をされた方の場合は、諸名義が変更等された状態で、経営移譲をされた方(経営移譲年金の受給権者)に戻っていないことに加え、自留地の範囲を超えた農地等の取得等がないことについても**自己チェック**をお願いします。

支給停止事由に該当している場合は、経営移譲年金の現況届は提出せずに、支給停止事由該当届を提出してください。

(2) 自己チェックの内容

自己チェックをする内容は現況届に書かれていますが、おおむね、農業経営を再開したと認められることがないか、経営移譲の際に変更した諸名義について変更したままになっているかについて、個々に質問を設定しています。

なお、農業者年金基金でも、受給権者による自己チェックと並行して、経営所得安定対策等交付金の申請者名義データ等との突合を行っています。農業委員会から照会等があれば、その指示に従ってください。

この自己チェックは、経営移譲年金を受給し続けるために重要な作業ですので、必ず実施してください。

こんな時には要注意！ 事前に農業委員会に相談を

農業経営の再開といっても、色々な形態があります。次のようなことがあった時は、支給停止にならないかチェックが必要です。

(現況届の提出期限より前に農業委員会へ相談してください。)

- ①後継者が転出した、又は亡くなった
- ②経営移譲した農地等の貸借期限が到来した
- ③貸していた農地等の返還を受けた
- ④相続や売買により農地等を取得した
- ⑤農地所有適格法人の構成員(組合員、社員又は株主)になった
- ⑥自分の名義で農業所得を納税申告した
- ⑦自留地面積が10a(道南を除く北海道20a)を超えた
など



農業者年金基金では、マイナンバー法に基づき地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に対して農業者年金加入者のマイナンバー情報を求め、収録を行っています。

収録した加入者のマイナンバーについては、マイナンバー法に定める事務についての農業所得の照会等のみに利用し、適正に保管・管理いたします。

5-2 経営移譲年金が支給停止となる場合、ならない場合

(1) 経営移譲年金が支給停止となる場合

経営移譲年金が支給停止となるのは次の場合です。この場合、**支給停止事由該当届を、速やかにJAに提出していただくこととなります。**

- ① **農業経営を再開**したとき(実体を伴った経営移譲となっているかを確認した際の項目と同様の項目です)
- ② **農地所有適格法人の構成員**になったとき
- ③ **後継者に貸し付けた農地等**が一部でも**返還**されたとき(支給停止除外事由に該当する場合を除く)
- ④ 後継者に貸し付けた農地等が一部でも**後継者以外の者に、使用収益権の移転又は設定**(転貸)がされたとき(支給停止除外事由に該当する場合を除く)

支給停止事由該当届が提出された場合、支給停止事由が生じた月の翌月から経営移譲年金が支給停止となり、**停止期間中、農業者老齢年金が特例的に支給されます。**

特例農業者老齢年金の年金単価

(単位：円)

生年月日	支給基準時年齢					
	61歳未満	61歳以上 62歳未満	62歳以上 63歳未満	63歳以上 64歳未満	64歳以上 65歳未満	65歳
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	674	755	837	930	1,034	1,162
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	684	766	849	943	1,049	1,179
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	694	778	862	958	1,065	1,197
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	705	790	875	972	1,081	1,215
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	722	809	896	995	1,107	1,244
昭和31年4月2日～昭和32年1月1日	755	846	937	1,041	1,158	1,301

なお、農地等を貸し付けて加算付経営移譲年金を受給している方が、農地等の返還を受けて1年以内に特定譲受者(P.9参照)に処分しない場合、加算部分の年金が支給停止となります。

(2) 経営移譲年金が支給停止とならない場合 (支給停止除外事由)

次の場合は、経営移譲年金が支給停止とならない場合があります。

- **農地中間管理機構**への適格な処分
- **加算付経営移譲年金受給時の特定譲受者**への農地等の利用集積のための適格な処分
- **経営移譲をやり直して**、相手方を他の直系卑属や第三者に変更
- **農業用施設用地にする**
- 農業体験施設など公衆保健施設にする
- 災害により耕作等が著しく困難になった
- 受給権者又は後継者若しくは直系卑属の住宅用地とする
- 土地収用法その他の特定の法律に基づき収用又は使用された
等

また、後継者へ貸し付けて経営移譲していた場合で農地等の返還があったときは、**特定処分対象農地等返還届と処分後に処分届を速やかにJAに提出**していただくこととなります。

権利の移転・設定等には条件がありますので、早めに農業委員会にご相談ください。



参 考

経営移譲した後継者が法人に参加した場合の経営移譲年金の取扱い

後継者が法人に参加するため農地等を返還しても、適切な手を踏めば、経営移譲年金は支給停止となりません。(後継者が直接法人に農地等を出資する場合も同じ)

原 則

後継者に移譲した**農地等の返還**を受け
たら、**経営移譲年金は支給停止**となります。

ただし…

返還を受けた農地等を農業者年金制度の目的**(農地保有の合理化)**に沿って適格な第三者(法人)に移譲すれば、**経営移譲年金は支給停止**となりません。



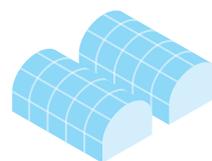
後継者
(経営者)



受給権者
(父親)



法人



★適切な手続

- ・農地法(全部の農地)
- ・基盤法第18条(一部の農地)

による賃貸借等

適切な手を踏めば、支給停止にはなりません。

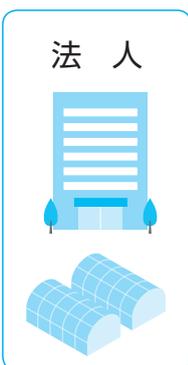
参 考

経営移譲年金を受給している方が法人に参加した場合の取扱い

農業者年金の受給権者が法人に参加しても経営移譲年金が止まらない方法があります。

原 則

経営移譲年金の受給権者が**農地所有適格法人の構成員(組合員、社員又は株主)**になった場合は、その法人の共同経営者となり、個人が農業経営を再開したのと同様の状態になるので、**経営移譲年金の支給が停止される**こととなります。



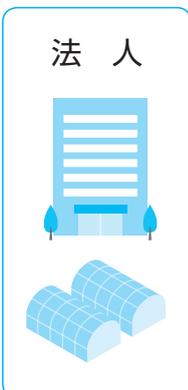
法人の構成員として参加

経営移譲年金の支給停止!!



ただし…

農地所有適格法人の持分や株式を有しないで、**当該法人の従業員**となる場合には、当該法人の共同経営者ではないため**経営移譲年金の支給は停止されません**。



法人の従業員

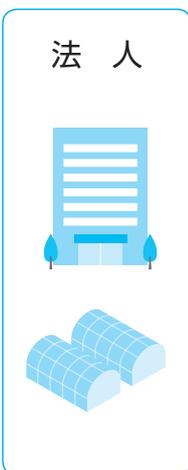
経営移譲年金は支給停止となりません



集落営農の組織化にあたってリーダーが年金受給権者だったら?

このような方が経営移譲年金の受給権者である場合は、**アドバイザー(顧問)**などとして、その法人の従業員として活躍されれば、**経営移譲年金の支給は停止されません**。

また、農地を保有せず**農作業受託サービス等を行う法人の構成員**の場合も**経営移譲年金の支給は停止されません**。



法人のアドバイザー(顧問)

経営移譲年金は支給停止となりません



参 考

経営移譲年金と農地中間管理事業の関係

後継者から特定処分対象農地等の返還を受けて1年以内に農地中間管理機構へ適切に処分した場合、経営移譲年金は支給停止となりません。



★適切な手続

返還から1年以内に基盤法第18条による10年以上の賃貸借等

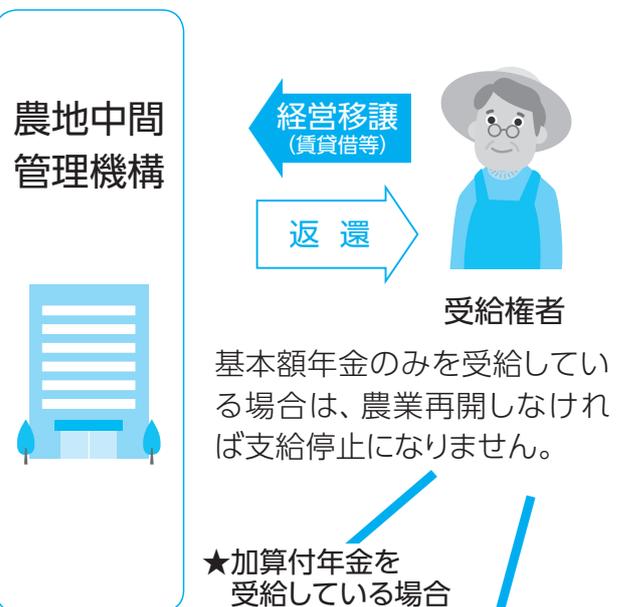
農地中間
管理機構



基本額経営移譲年金を受給している場合、農地中間管理機構に経営移譲のやり直しを行うことにより加算付年金に改定される場合があります。

適切な手続を踏めば、支給停止にはなりません。

農地中間管理機構から農地等が返還されても、返還による支給停止にはなりません。ただし、加算対象農地等の場合は、1年以内に特定譲受者へ適格に処分しなければ加算額部分が支給停止となります。



基本額年金のみを受給している場合は、農業再開しなければ支給停止にはなりません。

★加算付年金を受給している場合



特定譲受者

★適切な手続

・返還から1年以内に特定譲受者へ10年以上の賃貸借等



特定譲受者でない者

加算対象農地等の返還から1年後より加算額部分が支給停止

加算付年金を受給している場合は、再度特定譲受者に処分する必要があります。

6 受給権者がお亡くなりになったら ご遺族が死亡届を提出

経営移譲年金や農業者老齢年金の受給権者が死亡した場合、年金の受給権は消滅しますので、速やかにご遺族の方が**死亡関係届出書**をJAに提出してください。

- 受給権者が死亡された月分まで年金が支給されますので、未支給年金があるときは、死亡関係届出書提出時に**未支給年金**を請求することができます。
- 既に支給を受けた年金総額が、保険料納付済み期間に応じて定められた死亡一時金相当額未満でその差額があるときは、**死亡一時金**を請求することができます。
- 未支給年金・死亡一時金を請求できる者は、受給権者が死亡した時、生計を同じくしていた遺族であったこと等、一定の要件を満たしていることが必要です。

死亡届、未支給年金・死亡一時金の請求書類と提出先

- **農業者年金死亡関係届出書** (様式第K31号)

いつ

被保険者又は受給権者がお亡くなりになったとき

どこに

JAに提出

添付書類

- ① **農業者年金被保険者証** 又は、**農業者年金証書**
- ② **死亡した者の死亡日を明らかにすることができる書類**
(例：戸籍謄本、住民票(除票)の写し、又は死亡日に関する市町村長の証明等)

未支給年金や一時金を請求できる方によって必要な書類が異なります。代表的な書類を例示していますが、実際に必要となる書類については、JA又は農業委員会にお問合せください。

- 受給を予定している年金について、○印を付けてください。

旧制度

経営移譲年金	老齢年金

※旧制度はどちらか一方を選択してください。

新制度

特例付加年金	老齢年金

※政策支援を受けていない方は、特例付加年金を受給することはできません。

これから経営移譲年金又は特例付加年金を請求される皆様へ

(年金を受給していただくための重要事項の説明を受けたことについての確認書)

- 「農業者年金を受給するには」により、以下の項目を確認しチェック☑してください。
 - 1. 経営移譲年金又は特例付加年金を受給するための、経営移譲又は経営継承(以下、「経営移譲等」という。)の要件、支給の繰下げ(特例付加年金については繰上げ)制度について
 - 2. 農地等、農地所有適格法人の持分の経営移譲の具体的な手続き
 - 3. 農地等、畜舎、温室等の農業用施設、農業を営む法人構成員の資格、家族経営協定の具体的な経営継承の手続きについて
 - 4. 経営移譲等の後に、農業経営の再開などの支給停止事由に該当した場合には、経営移譲年金又は特例付加年金が支給停止となるため、速やかに、支給停止事由該当届をJAに提出する必要があること
 - 5. 毎年6月に、農業経営の再開などの支給停止事由に該当しないことを確認した上で現況届を提出する必要があるが、仮に支給停止事由に該当した場合は、経営移譲年金又は特例付加年金の現況届は提出できず、年金の支払が差し止められること
 - 6. 経営移譲等は、単に農地等の権利名義を変えるだけでなく、経営者の地位を名実ともに経営移譲等の相手方に移す必要があること。
 また、第1回目の現況届の確認を行う際に、次の①～③の諸名義の全部(第三者に経営移譲した場合は①及び②の名義のみ)が経営移譲等の相手方に変更等されていることが必要であること。さらに、最初の現況届以降も、諸名義が引き続き経営移譲等の相手方名義となっている必要があるが、仮に、受給後に再度諸名義を受給者に戻した場合は支給停止となる場合があること
 - ①農業共済の加入名義
 - ②経営所得安定対策等交付金の申請名義
 - ③農業所得の納税申告名義

上記1～6の説明を農業委員会・JAから受け、その内容についてご理解された場合は、上記☐欄に☑印を記入し、以下に署名又は押印してください。

_____ 年 月 日

(氏名)

印 (自署の場合は押印を省略できます)

- 受給を予定している年金について、○印を付けてください。

旧制度

経営移譲年金	老齢年金

※旧制度はどちらか一方を選択してください。

新制度

特例付加年金	老齢年金

※政策支援を受けていない方は、特例付加年金を受給することはできません。

これから経営移譲年金又は特例付加年金を請求される皆様へ

(年金を受給していただくための重要事項の説明を受けたことについての確認書)

- 「農業者年金を受給するには」により、以下の項目を確認しチェック☑してください。
 - 1. 経営移譲年金又は特例付加年金を受給するための、経営移譲又は経営継承(以下、「経営移譲等」という。)の要件、支給の繰下げ(特例付加年金については繰上げ)制度について
 - 2. 農地等、農地所有適格法人の持分の経営移譲の具体的な手続き
 - 3. 農地等、畜舎、温室等の農業用施設、農業を営む法人構成員の資格、家族経営協定の具体的な経営継承の手続きについて
 - 4. 経営移譲等の後に、農業経営の再開などの支給停止事由に該当した場合には、経営移譲年金又は特例付加年金が支給停止となるため、速やかに、支給停止事由該当届をJAに提出する必要があること
 - 5. 毎年6月に、農業経営の再開などの支給停止事由に該当しないことを確認した上で現況届を提出する必要があるが、仮に支給停止事由に該当した場合は、経営移譲年金又は特例付加年金の現況届は提出できず、年金の支払が差し止められること
 - 6. 経営移譲等は、単に農地等の権利名義を変えるだけでなく、経営者の地位を名実ともに経営移譲等の相手方に移す必要があること。
また、第1回目の現況届の確認を行う際に、次の①～③の諸名義の全部(第三者に経営移譲した場合は①及び②の名義のみ)が経営移譲等の相手方に変更等されていることが必要であること。さらに、最初の現況届以降も、諸名義が引き続き経営移譲等の相手方名義となっている必要があるが、仮に、受給後に再度諸名義を受給者に戻した場合は支給停止となる場合があること
 - ① 農業共済の加入名義
 - ② 経営所得安定対策等交付金の申請名義
 - ③ 農業所得の納税申告名義

上記1～6の説明を農業委員会・JAから受け、その内容についてご理解された場合は、上記☐欄に☑印を記入し、以下に署名又は押印してください。

年 月 日

(氏名)

印 (自署の場合は押印を省略できます)

農業者老齢年金・経営移譲年金



農業者年金を
受給するには

農業者年金のご相談は
最寄りのJAや農業委員会へ

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1丁目6番21号
NBF虎ノ門ビル 5階

専門相談員 Tel. 03 (3502) 3199
業務部給付課 Tel. 03 (3502) 3945

ホームページ
<https://www.nounen.go.jp>

この冊子は
大切に保管してください